

議案第 80 号

調布市デイセンターまなびや条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

まなびやの休業日を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市デイセンターまなびや条例の一部を改正する条例

調布市デイセンターまなびや条例（平成19年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（休業日）

第3条 まなびやの休業日は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 生活介護 次に掲げる日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日及び同月3日

エ 12月29日から同月31日まで

(2) 日帰り介護 次に掲げる日

ア 1月1日から同月3日まで

イ 12月29日から同月31日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。